

## 問 13

# 施工体制台帳の記載内容と添付書類は

施工体制台帳には、作成特定建設業者の許可に関する事項、請け負った建設工事に関する事項、下請負人に関する事項などを記載しなければなりません。(建設業法施行規則第14条の2)

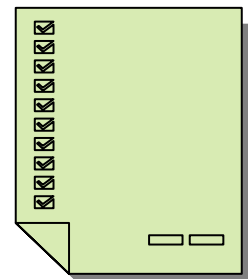
## 施工体制台帳の記載内容と添付書類



工事内容と建設業許可



配置技術者の  
氏名と資格



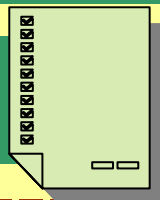
請負契約関係

## 添 付 書 類



発注者との契約書の写し

下請契約書の写し



元請監理技術者関係

◎監理技術者資格者証の写し

◎監理技術者の健康保険証等の写し

## 施工体制台帳の添付書類

### ①発注者との請負契約書

作成特定建設業者が請け負った建設工事の契約書の写し

### ②下請契約書

1次下請との契約書の写し及び2次下請以下の下請負人が締結した全ての請負契約書の写し

### ③元請監理技術者(専門技術者)関係

◎監理技術者が監理技術者資格を有することを証する書面(監理技術者資格者証写)

◎監理技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し(健康保険証等の写し)

◎専門技術者(置いた場合に限る)の資格及び雇用関係を証する書面